

奈良県告示第三百五十二号

昭和三十二年九月奈良県告示第四百八十七号（公衆浴場入浴料金の価格）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年二月十二日

奈良県知事 荒井正吾

第一号の表中「四〇〇円」を「四二〇円」に、「一四〇円」を「一五〇円」に改める。